

## 注 文 書

- 1 契約番号 2026000130
- 2 件 名 機械警備業務(田尻総合体育館)
- 3 場 所 大崎市田尻沼部字早稲田42番地
- 4 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 5 添付書類 (1) 仕様書  
(2) 参考明細書  
(3) 平面図
- 6 担 当 課 大崎市教育部沼部公民館

# 仕 様 書

- 1 契約番号 2026000130
- 2 件 名 機械警備業務（田尻総合体育館）
- 3 場 所 大崎市田尻沼部字早稻田42番地
- 4 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 5 入札金額 入札する金額は5年間（60か月）の合計（消費税抜き）とすること。
- 6 支払方法 請負代金の支払いは月払いとする。
- 7 業 務
  - (1) 防犯異常提供業務 毎日 17:15 ~ 翌日8:30
  - (2) 火災異常提供業務 終日
- 8 業務委託の条件
  - (1) 使用回線は、施設の一般公衆回線を使用する。
  - (2) 異常・点検等により対応した場合は、速やかに施設担当に連絡又は報告する。
- 9 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

  - (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、発注者は契約を変更し、又は解除することができるものとする。
  - (2) 受注者は、前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

## 10 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成25年1月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力をを行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。
- なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

## 11 その他

- (1) 工事等の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者の市内求職者の積極的な雇用に努めること。
- (2) その他、この仕様書に記載のない事項について疑義が発生した場合は、協議のうえ決定する。

## 機械警備業務(田尻総合体育館) 参考明細書

(単位:円)

名 称	単位	数量	単価	金 額	備 考
機械警備業務(田尻総合体育館)	か月	60			
小 計					
消費税		10%			
総計(令和8年4月1日～令和13年3月31日)					60か月分



